別紙４（第７条関係）

江戸川区長　殿

江戸川区新製品・新技術開発支援助成金

中小企業グループによる共同研究開発に係る確認書

　　　年　　月　　日付けで申請する江戸川区新製品・新技術開発支援助成金については、以下に示す中小企業事業者による共同研究開発となります。

　この研究開発については区内中小企業者の中から下記の通り代表企業を設定し、代表企業は共同実施する助成事業の中核として運営・管理する責任を負います。

　代表企業及びグループ構成企業は、本事業の主旨、実施要項を理解し、申請資格を有していることを確認し、代表企業を中心に協力的に本事業を推進していきます。

　また、助成金の申請・実績報告書の提出、請求及び受領は代表企業が行うこととします。

　　年　　月　　日

【代表企業】

　 住　　　　所

　 企業名

　 代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　印

【グループ構成企業①】

住　　　　所

　企業名

　 代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　印

【グループ構成企業②】

住　　　　所

　企業名

　 代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　印

【グループ構成企業③】

住　　　　所

　企業名

　 代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　印

【グループ構成企業④】

住　　　　所

　企業名

　 代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　印

【グループ構成企業⑤】

住　　　　所

　企業名

　 代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　印

◎ 申請要件

以下の要件に該当するものとします。

(1)次のいずれかに該当すること。

① 区内に本社を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める製造業及び情報通信業を主たる事業として営むもの。

② 2/3以上が①で規定する中小企業者で構成された中小企業グル－プ（以下グル－プという。）

(2) 前年度の法人住民税及び法人事業税(個人にあっては住民税及び個人事業税)を滞納していないこと。

(3) 助成対象期間内に事業が完了すること。

(4) 東京信用保証協会の保証対象業種であり、公序良俗に反する活動を行うものではないこと。

(5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）2条に規定する風俗営業等を営む事業者でないこと。

(6) 申請事業に係る国、東京都(公益財団法人東京都中小企業振興公社を含む。)又は江戸川区における他の補助等を受けていないこと。

【補足】

グル－プによる申請の場合、次の要件すべてを満たすものが対象になります。

ア (1)①に規定する中小企業者が開発経費全体の1/2以上を負担すること。

イ 構成するすべての中小企業者が、前述の(2)～(4)の要件を満たしていること。

ウ (1)①に規定する中小企業者の中から代表企業を設定し、代表企業はグル－プを代表して申請書及び実績報告書を提出し、助成金を請求及び受領すること。

エ 代表企業は共同実施する助成事業の中核として運営・管理する責任を負うこと。

オ 代表企業及びグループ構成企業は本事業の主旨、実施要項を確認の上、代表企業を中心に協力的に本事業を推進してくこと。

カ 代表企業はグル－プ構成企業と共同開発の実施に係る役割、費用分担及び持ち分等を定めた契約を結び、申請時に提出すること。

キ (1)①に規定する区内中小企業者が、開発経費の負担割合等を考慮した一定以上の成果物に対する権利を有すること。

※申請時に契約書等書面にて確認させていただきます。